

第1章

環境基本計画とは

- 1 計画策定の目的
- 2 計画策定の背景と必要性
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 計画策定の必要性
- 3 計画の位置づけと役割
- 4 計画の対象とする環境の範囲
- 5 計画の対象地域
- 6 計画の期間

第1章 環境基本計画とは

1 計画策定の目的

古賀市では、平成13年6月、新しいマスタープランである『新・まちづくり計画（第3次総合振興計画）』を策定しました。

『新・まちづくり計画』では、基本姿勢として「元気な人づくり」、「快適な環境づくり」、「多様な交流拠点づくり」を掲げ、今後の古賀市のまちづくりの方向性を示しています。「元気な人づくり」では、心の豊かさを育む学習や活動の機会を広め、市民がいつまでも生きがいを持っていきいきと活動できるまちづくりを目指し、「快適な環境づくり」では、豊かな自然環境を生かし、人と自然が共生するまちづくりを目指しています。そして「多様な交流拠点づくり」として、古賀市の立地条件を生かした物流拠点のみならず、人の交流拠点、情報の集積・発信拠点を整備することにより未来へ伸びゆくまちづくりを目指しています。

『新・まちづくり計画』の基本姿勢は、今後の古賀市における環境施策を展開する上でも重要な意味合いを持っています。すなわち、現在の環境問題の多くが市民の日常生活や企業の事業活動と深く関わってきており、これらの問題を解決するためには、市民や民間団体、事業者などの各主体が環境問題に対する学習や活動を自ら積極的に行う必要があります、そのような活動をより円滑に進めるために各主体間の情報交換や連携を活発化させ、豊かな環境とそれを保全するための活動基盤を将来世代へ引き継いでいくことが重要になってきているのです。

『古賀市環境基本計画』は、今後のまちづくりのあらゆる場面で環境保全・環境配慮の視点を取り入れ、市民、民間団体、事業者、行政が協働して環境を重視したまちづくりに取り組んでいくことにより、『新・まちづくり計画』を環境面から実現することを目的としています。

2 計画策定の背景と必要性

（1）計画策定の背景

古賀市は、平成9年（1997年）10月1日、40年以上の歴史を刻んだ「古賀町」から「古賀市」へと発展し、誕生しました。

さらに歴史を遡ると、「古賀町」が誕生したのは、昭和30年（1955年）4月1日、旧古賀町、青柳村、小野村の一町二村の合併によるものでした。

まず、計画策定に至った背景を昭和30年代以降の古賀市や国内外の社会状況と環境問題の変遷とともに振り返ります。

文中に※印をつけた用語については、資料編の「9 用語解説」において説明しています。



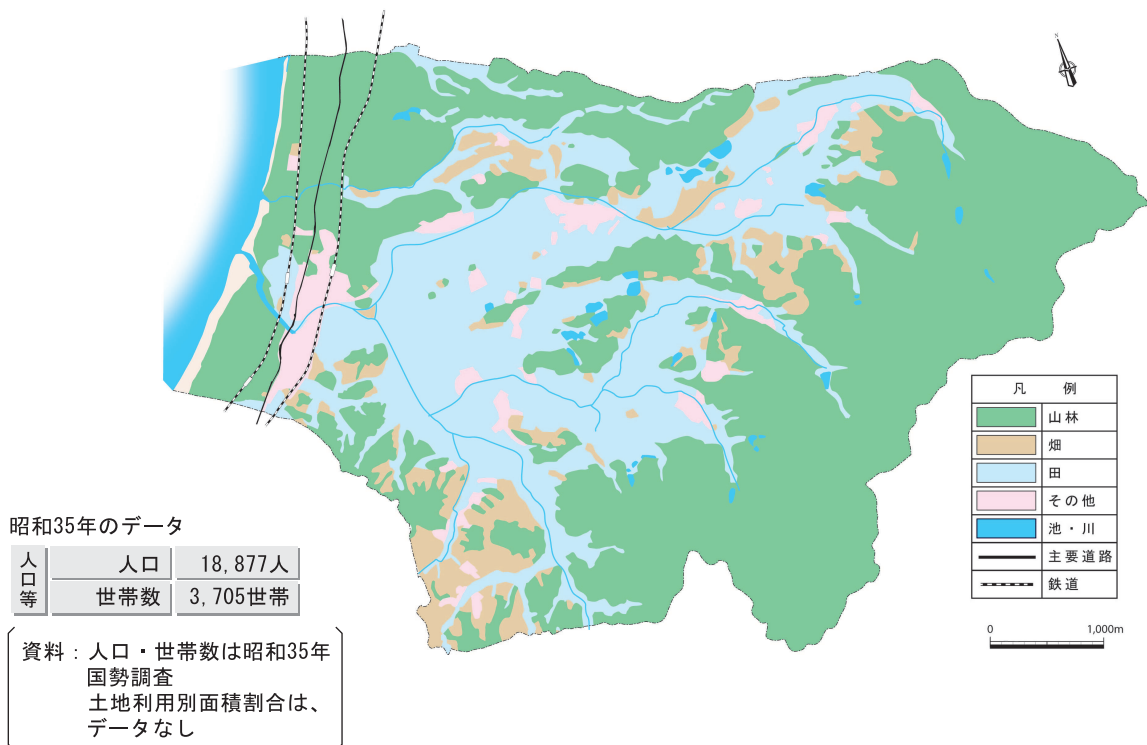
《 昭 和 3 0 年 代 》

昭和30年当時の人口は、18,300人程度で周辺の町と比べてもそれほど多くなく、この頃の人々のくらしは、大根川流域に広がっていた花鶴平野を中心とする農業主体のもので、昭和20年代に開通した鹿児島本線と旧国道（現在の国道495号線）が当時の交通の中心でした。また、この頃の土地利用を見てみると、鹿児島本線の古賀駅とその周辺に移転してきた大規模な工場群を囲むようにして、住宅と商店が立ち並ぶ中心市街地が形成され、その外側の平地から東部丘陵地にかけて、農地や農村集落が点在し、犬鳴山地へとつながっていました。

＜ 国 内 外 の 状 況 ＞

昭和30年代から昭和40年にかけて、わが国は急速な高度成長を遂げ、エネルギー消費量が急増しました。その一方で、経済成長が優先されたため、工場・事業場に起因する大気汚染、水質汚濁などのいわゆる産業公害が深刻化し、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどの公害病が大きな社会問題にまで発展しました。

図1-1 昭和35年の土地利用概況



《昭和40年代》

昭和40年代に入ると、その昔、大宰府への参拝道であった県道筑紫野古賀線の拡幅や、香椎バイパス（現在の国道3号線）の開通などにより交通体系は大きく変化しました。この頃、交通の高度化と高度経済成長を背景に市南西部に今在家工業団地が整備されるとともに、丘陵部を中心とした地域にはみかん園の開発が進み、近代的機械経営による農業が普及し始めました。

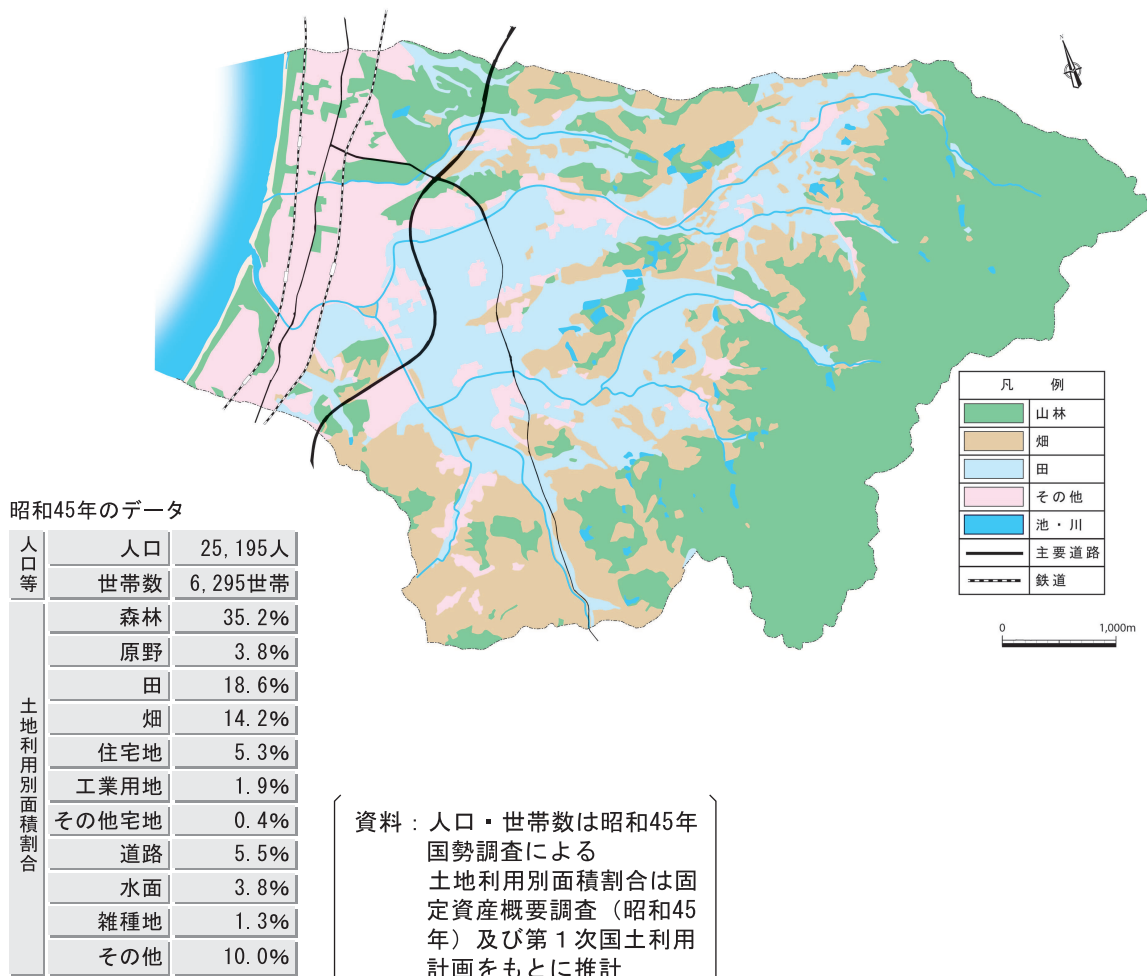
また、市街地周辺部では福岡県住宅供給公社による古賀団地、久保団地などの住宅団地が整備されたことなどにより人口が増加しました。この頃の人口密度を昭和30年代と比較すると、香椎バイパスから東側（山側）の地域の人口密度の変化はほぼ横ばいであったのに対し、西側（海側）の地域の人口密度は2倍近くに増加しました。

＜国内外の状況＞

昭和40年代に入ると、高度経済成長と地域開発の進展に伴い、河川、海域等の公共用水域の水質汚濁が著しくなりました。また、無秩序な開発行為やライフスタイルの変化などによる自然破壊が進み、都市近郊では里山などの身近な自然が激減し、人々が自然にふれる機会も減少しました。

そのため、国や県は様々な法律あるいは条例を制定し、産業公害に対する規制強化や自然保護のための規制強化、緑化を進めました。

図1-2 昭和45年の土地利用概況



《 昭和 5 0 年代 》

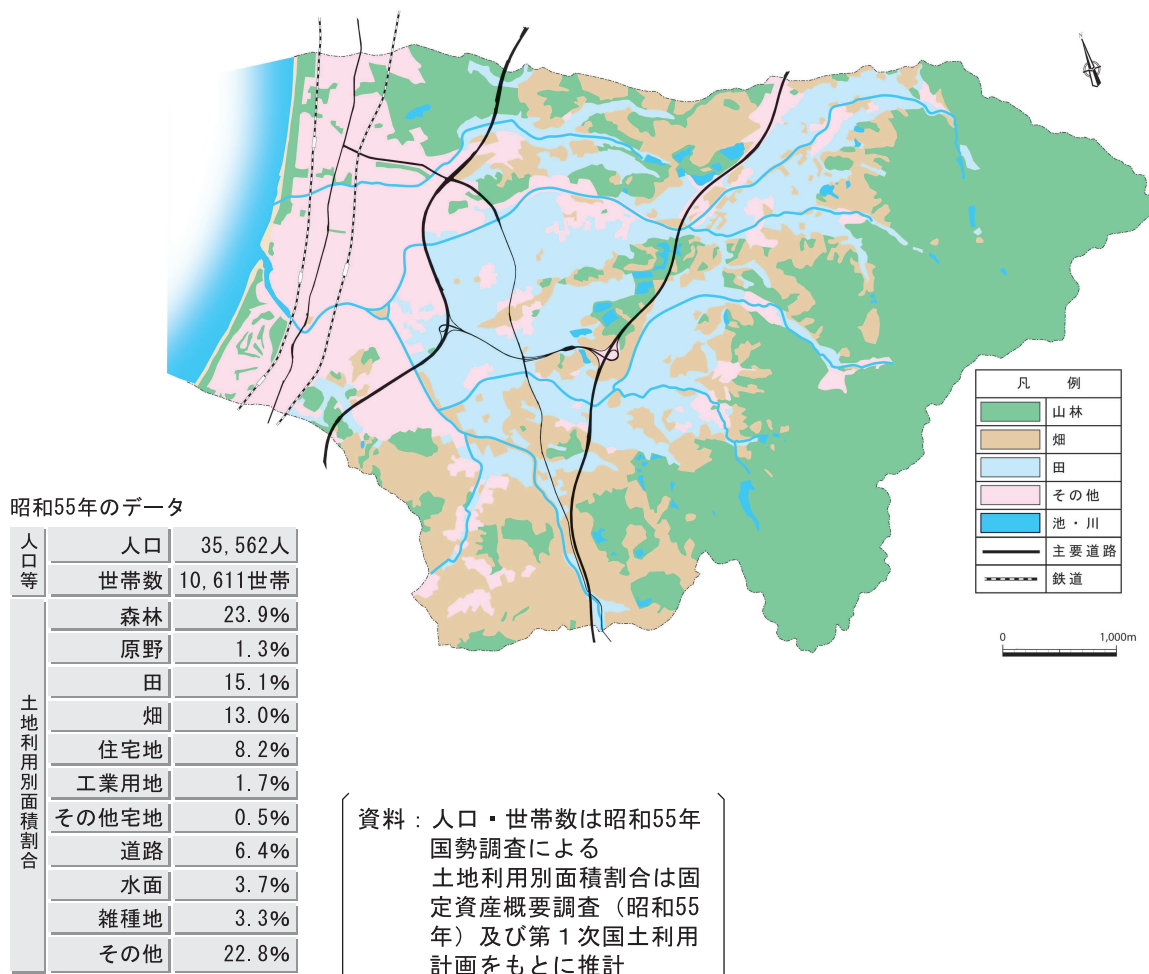
昭和50年代には、九州縦貫自動車道が開通し国道3号線と県道筑紫野古賀線に接続したことなどによる工業団地のさらなる拡大（青柳工業団地の整備）、住宅都市整備公団（現在の都市整備公団）による花鶴丘団地の整備、都市計画区域外での小規模な団地開発などにより、人口は50年代末には40,000人に近づき、都市化が進みました。

一方で、急激な人口増加に対応するための基盤整備の拡大等による緑地等の減少や、都市計画区域外で分散する形で進められた団地開発による狭小過密な住宅地の増加、道路や下水道などの都市基盤の未整備などによる生活環境の悪化などの問題が顕在化してきました。

< 国内外の状況 >

昭和50年代半ばには、甚大な被害を与えた産業公害は、様々な規制強化によってある程度克服されました。しかし、都市への人口集中や社会経済活動の機能集中が進むにつれて、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルが定着しました。これに伴って、生活排水による河川の水質汚濁や急速なモータリゼーション*の進行を原因とする自動車による大気汚染や騒音・振動、ごみ問題などの都市・生活型公害が顕在化してきました。

図1-3 昭和55年の土地利用概況



《昭和60年から市制施行まで》

昭和60年代から市制施行前までの間には、鹿部工業団地、三田浦工業団地が相次いで整備され、市南西部の工業団地の拡大が進むとともに、大規模小売店舗の進出などによる商業規模の拡大も見られました。

また、住宅都市整備公団による千鳥地区や舞の里地区における大規模な住宅団地開発が進み、この地域における人口が急速に増加したことなどを受け、JR千鳥駅が開設されるとともに、千鳥が池公園、玄界高等学校、舞の里小学校などの公共施設が併せて整備されました。

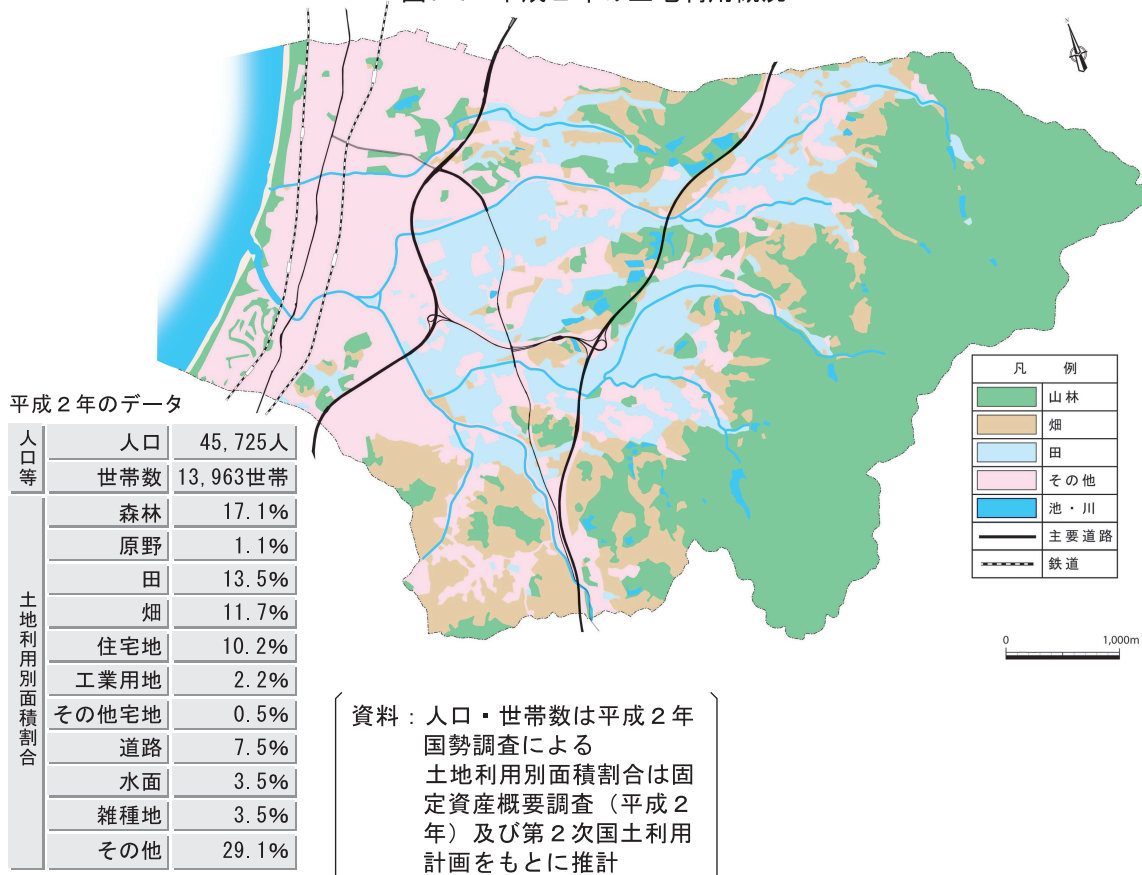
さらに、JR古賀駅周辺を初めとする地域に大規模なマンションが建設されるなど、人口は飛躍的な伸びを見せ、平成6年には50,000人を突破しました。なお、昭和50年代に始まった都市計画区域外における宅地開発は次第に古賀インターチェンジ北東側へと拡大し、自動車交通量の増大による交通問題、家庭排水による河川や農業用水の水質汚濁などさまざまな問題を派生させました。

＜国内外の状況＞

昭和60年代以降も都市・生活型公害の改善は進まず、また、生態系や景観などへの配慮の欠如が指摘されるなど、従来の規制型環境行政は行き詰まりをみせてきました。さらに、廃棄物・リサイクル問題や地球環境問題、ダイオキシン類*に代表される有害化学物質*問題等の新たな環境問題を生じさせることとなりました。

このような環境問題の質の変化に対応するため、環境基本法の制定（平成5年）、環境基本計画策定（平成6年）により、新たな課題への基本的な方針を示すとともに、新たな対応を図るための各種対策を急速に整備することとなりました。

図1-4 平成2年の土地利用概況



《市制施行以降》

平成9年10月に「古賀市」が誕生し、サンコスモ古賀、古賀グリーンパークなど市民生活に身近な施設が整備されました。

景気の低迷により都市計画区域外の土地を宅地化する傾向がさらに強まり、これらの地域における人口増加は現在も続いています。本市の人口は平成15年4月現在、56,000人を超え、今後も鹿部地区における土地区画整理事業等により人口の増加が見込まれています。

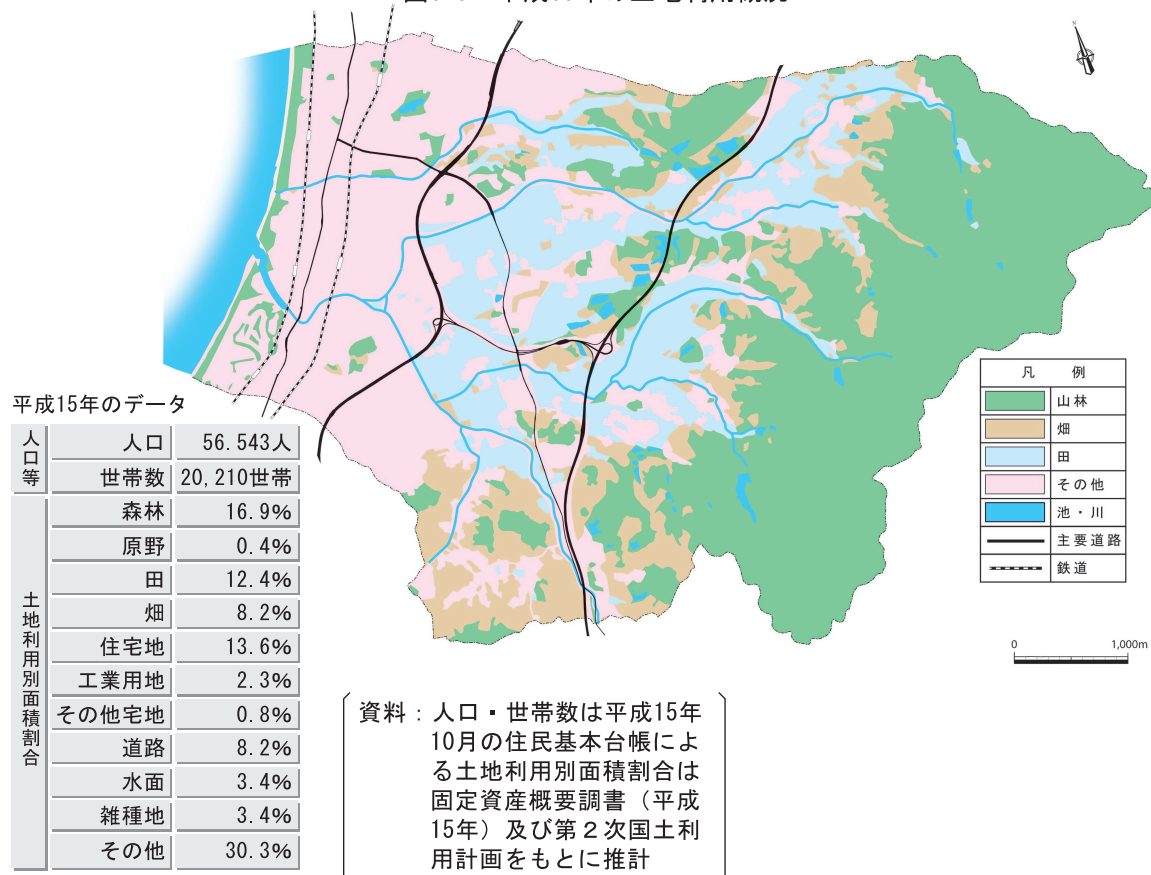
また、産業面においても、楠浦工業団地の整備、国道3号線や県道筑紫野古賀線の拡幅に伴う沿道利用の促進等により、更なる飛躍が期待されています。

現在では、都市化の進展に伴って、ごみ問題や生活排水による河川の水質汚濁などの都市・生活型の環境問題のみならず、ライフスタイルの変化に伴う資源やエネルギーの大量消費に起因する地球温暖化*等の地球環境問題への対応も求められるようになっていきます。

＜国内外の状況＞

平成9年のCOP*3において京都議定書*が採択されたことを契機として、地球規模での環境への取組が進むとともに、国内においても持続的発展が可能な社会の構築を図るため、地域の環境を保全するとともに、地球的視野を持った新たな環境保全等の取組が必要とされるようになってきました。そのため、国や県では脱温暖化型社会、循環型社会*への移行をめざして、地球温暖化対策の推進に関する法律や循環型社会形成推進基本法などを制定し、また、新環境基本計画などを策定し、取組を進めています。

図1-5 平成15年の土地利用概況



(2) 計画策定の必要性

古賀市の発展は、戦後復興のための社会基盤の再整備、高度経済成長期における急速な産業経済の進展や人口の都市集中、安定成長期における産業構造の転換や人口の地方流出、バブル経済等による経済の拡大、バブル経済崩壊後の消費低迷といったわが国の時代背景をそのまま反映したものでした。

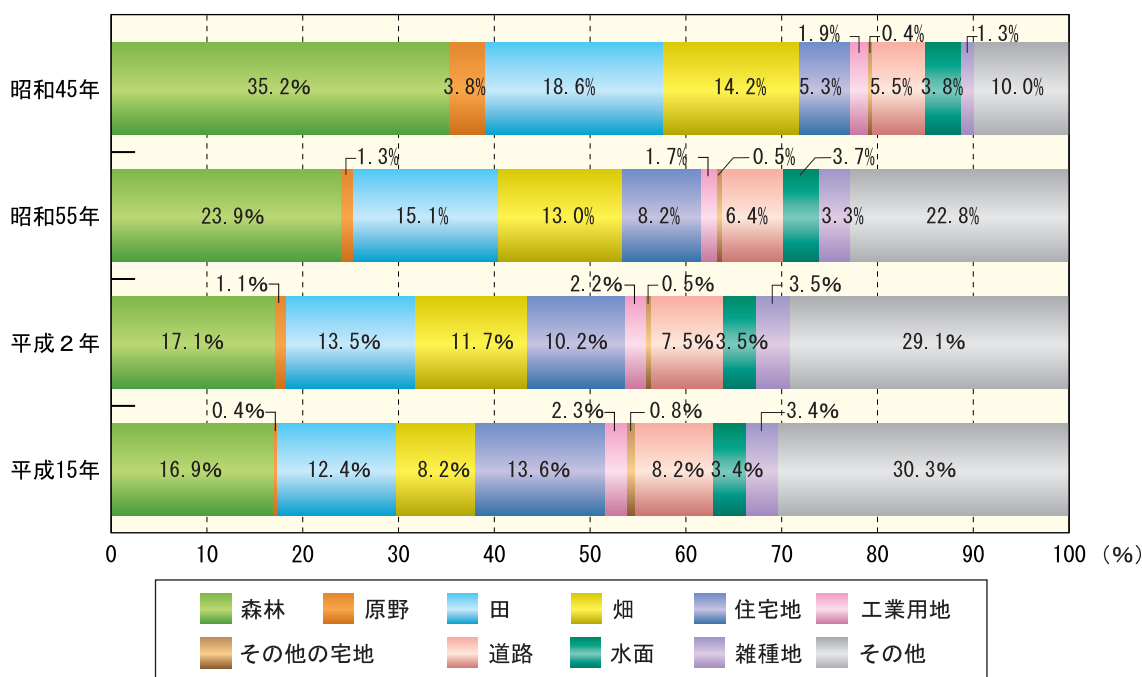
わが国は、これまでの社会経済システムのあり方を見直し、環境の制約を前提条件として受け入れ、その制約の中で持続可能な社会を構築するべく、新しい時代へと歩み出しています。私たちも古賀市としての新しい時代を築き、将来世代に本当の意味での豊かな環境を残すために何ができるかを考え、行動すべき時に来ています。

私たちは多様な自然環境の恩恵や恵まれた地理的要件により得られる利便性を当然のように享受していますが、これらの利便性の多くは里地・里山、田畑や山林などを道路や宅地、工場用地などに転換してきたこと（図1-6）により得られたものであり、貴重な地球資源である化石燃料*の消費による大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムにより支えられてきたものであることを忘れてはなりません。

現在の古賀市は、利便性の高さや多様な自然環境のバランスの上に成り立っていますが、私たちに利便性をもたらしている現在の社会経済システムは自然環境から資源を採取し、自然環境に不用物を排出することにより成り立っているものであることから、私たちがこれから先も利便性のみを追及するライフスタイルを続けていけば、社会経済システムと自然環境とのバランスが崩れ、利便性の享受そのものができなくなる可能性があります。

私たちが現在の利便性を失うことなく、多様な自然環境を守り続けていくためには、私たちのライフスタイルを自然環境との共生が可能なものへと転換し、これまで育んできた歴史や文化などとの調和を図りながら、循環を基調としたまちづくりを進めることが不可欠であり、そのようなまちづくりの各場面に市民や民間団体、事業者、行政などの各主体が積極的に参加し、それぞれの協働によって新しい時代、古賀市の未来を築き上げていく必要があることから、ここに「古賀市環境基本計画」を策定します。

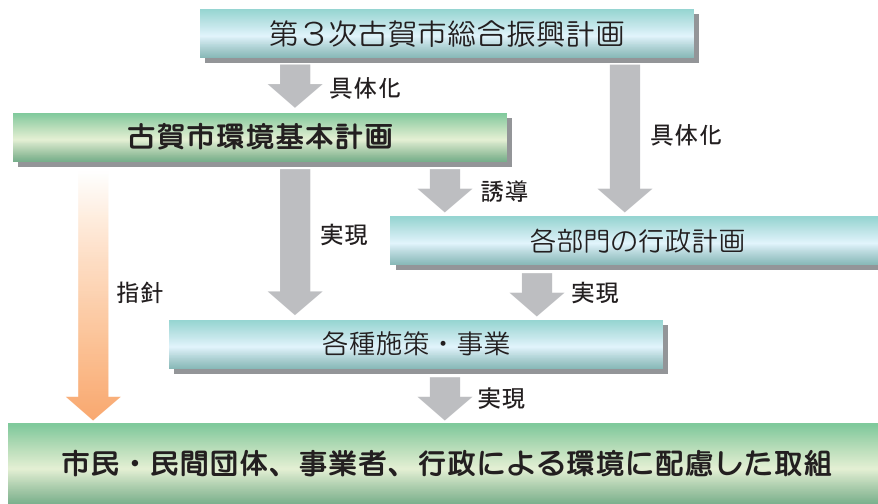
図1-6 土地利用状況の推移



3 計画の位置付けと役割

この計画は古賀市総合振興計画を環境面において具体化するものであり、他の行政計画を環境に配慮した方向へと誘導するとともに、この計画及び各部門の行政計画に定める施策・事業により古賀市の環境保全・創造を実現するものです。また、行政はもとより市民や民間団体、事業者がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した取組を進めるための指針となるものです。

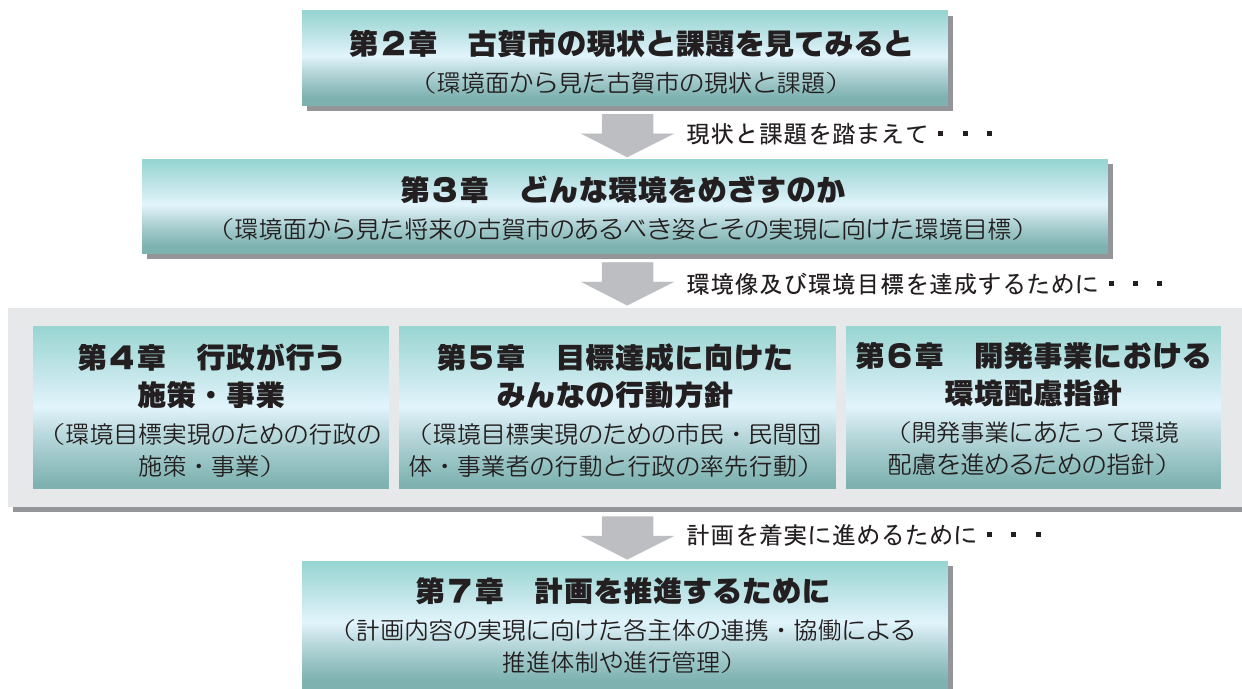
図1-7 計画の位置付けと役割



さらに、環境保全・創造に関する施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として平成16年度に制定を予定している（仮称）古賀市環境基本条例に位置付けます。

なお、計画に示す内容と構成は図1-8のとおりです。古賀市の現状と課題を踏まえて今後のめざす方向を明らかにして、必要な取組及びその推進に向けた仕組みを定めます。

図1-8 計画の構成



4 計画の対象とする環境の範囲

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動にその原因があります。そして、図1-9に示すように個別の環境問題が相互に複雑に関連しながら、自然の物質循環や生態系へ大きな影響を及ぼすことを通じて、人類の存続を脅かす存在となります。

また、環境問題の影響は現在の世代よりも、次の世代の方が大きく、全地球的規模に及ぶという時間的・空間的側面を持っています。

そこで、この計画が対象とする環境の範囲は、社会経済活動に関わる環境要素も含めて、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境及びそれらに影響を及ぼす私たちの環境意識と行動とします（表1-1）。

図1-9 私たちの行動と環境問題の関係

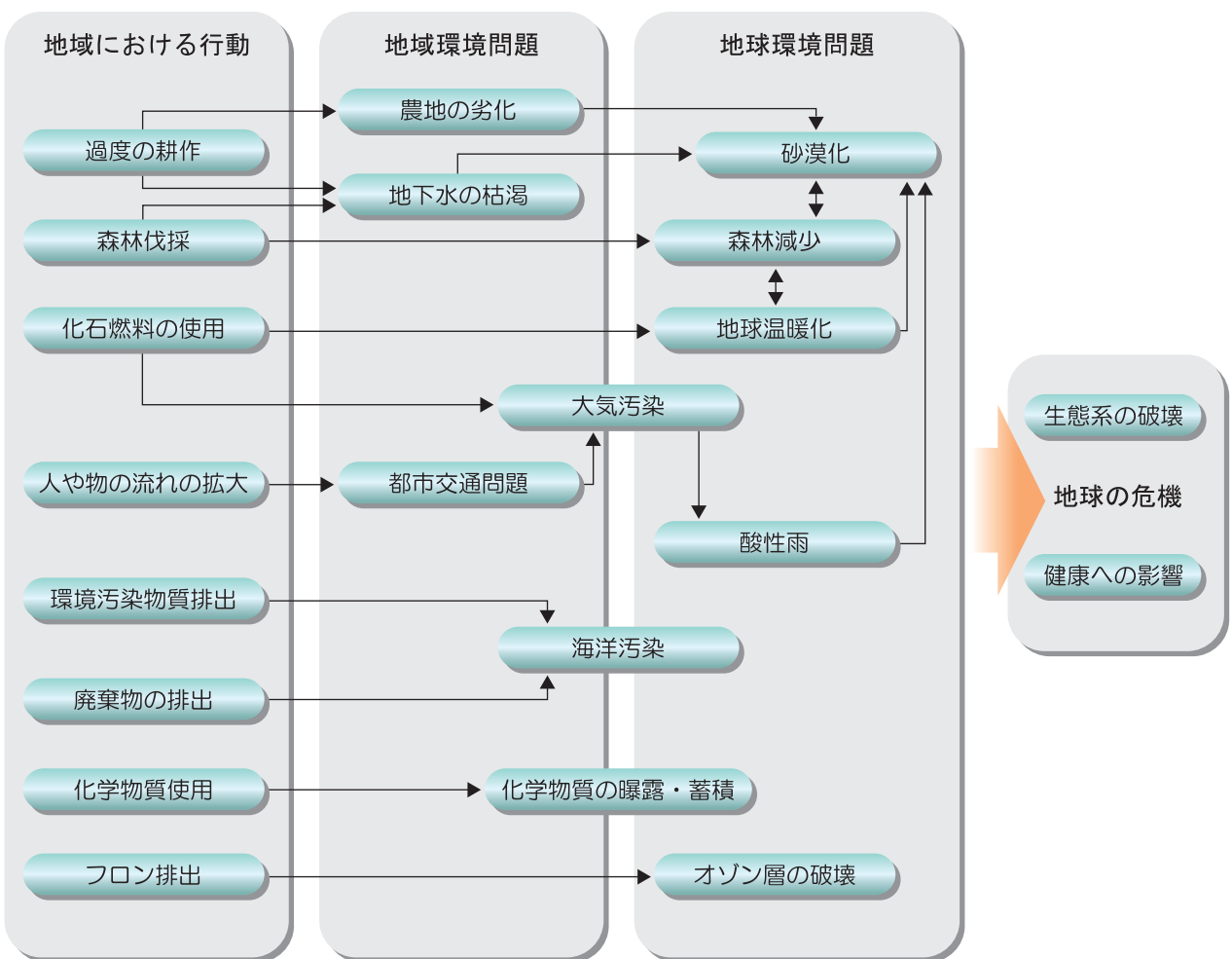


表1-1 計画の対象とする環境の範囲

自然環境	地形・地質、動植物、自然景観、水辺 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、廃棄物・リサイクル など
都市環境	身近なみどり、まちなみ景観、歴史・文化 など
地球環境	地球温暖化、オゾン層 [*] の破壊、酸性雨 [*] 、森林の減少 など
環境意識と行動	環境教育・学習、ライフスタイル、環境保全活動 など



5 計画の対象地域

計画の対象地域は、古賀市全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物問題、大気汚染や水質汚濁など行政区域の枠を超えた広域的な対応が求められるものもあります。このような問題に対しては、古賀市の役割を明らかにし、近隣市町や県、国の関係機関とも連携を図りつつ取組を進めていきます。

6 計画の期間

計画の期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や科学技術の進展、環境問題の変化に応じて見直しを行います。

